◎新潟県告示第1110号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和5年10月24日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問リハビリテーション	介護老人保健施設保倉 の里(介護予防)訪問リ ハビリテーション	新潟県上越市浦川原 区顕聖寺730番地1	社会福祉法人くびき社会事業協会	令和5年10月1 日
介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設保倉 の里(介護予防)訪問リ ハビリテーション	新潟県上越市浦川原 区顕聖寺730番地1	社会福祉法人くびき社会事業協会	令和5年10月1 日